

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当	担当者名	すぎた ななこ
	327		建築局公共建築部保全推進課	電 話	杉田 菜々子 671-3996

設 計 書

1 委 託 名 神奈川地区センターほか13か所照明器具調査委託

2 履 行 場 所 神奈川区神奈川本町8番地1ほか

3 履行期間
又は期限 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
期間 契約締結の日から令和7年1月31日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
神奈川地区センターほか13か所の施設の照明器具調査を行い、
拾い図面の作成及び計算シートの入力を行います。

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥	_____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額	¥ _____

業務仕様書

1 委託名

神奈川地区センターほか 13 か所照明器具調査委託

2 業務目的

横浜市（以下、「本市」とする。）では「Zero Carbon Yokohama」の達成に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、2030 年度までに公共施設の LED 等高効率照明の割合 100%を目指している。本業務は目標達成に向け、対象施設の照明器具の調査を行い、今後、これら施設の照明器具を LED 化改修する際に必要となる資料の作成を行うものである。

3 履行期限

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日まで

4 対象施設

神奈川地区センターほか 13 か所照明器具調査委託

詳細は「別紙 1 対象施設一覧表」による

5 業務内容

各対象施設において、以下のとおり作業を行う。

(1) 現場調査

契約締結後、施設の照明器具の設置状況と本市が提供する竣工図面及び改修図面と照らし合わせ、図面と同じになっているか現場調査を実施する。調査の際は、照明器具の状況が確認出来るように各居室 1 枚程度写真撮影を行うこと。

(2) 「拾い図面」の作成

現場調査の情報を基に LED 化改修する既存照明器具がわかる「拾い図面」を作成すること。

提供する竣工図面等と照明器具の位置や数量が異なる場合は拾い図面に修正記載する。また、既に LED 化されている照明器具があれば、拾い図面にその箇所が分かるように記載する。

(3) 「別紙 2 計算シート」の作成

作成した「拾い図面」から、施設の LED 化されていない既存照明器具の数量、消費電力及び設置されている部屋等を、本市が提供する「別紙 2 計算シート (Excel ファイル)」に入力する。

6 提供資料

(1) 対象施設竣工図等 一式 (PDF ファイル等)

(2) 別紙 2 計算シート (Excel ファイル)

7 業務スケジュール（予定）

- 令和6年契約締結後：打ち合わせ、業務計画書（実施スケジュール等）の作成・提出
令和6年12月下旬：現場調査、成果品（拾い図面の作成、計算シートの入力、各施設の写真）の提出
令和7年1月中旬：成果品の修正
令和7年1月31日まで：成果品の検査

8 その他特記事項

- (1) 現場責任者は電気の知識を有するものとし、調査員及びその他本業務委託に従事する者に対して、適切に指導のうえ、業務に従事させること。
- (2) 現場調査にあたっては、対象施設の担当者に連絡し事前に調査日時の調整を行うこと。なお、連絡に必要な情報は、契約締結後に本市より提供する。
- (3) 現場調査にあたっては、施設管理者及び施設利用者の妨げにならないよう、配慮して行うこと。
- (4) 現場調査で、照明器具が棚等の陰になり、目視確認ができない場合など疑義が生じた場合は、写真を撮影したのち、後日本市に確認し指示を受けること。
- (5) 写真撮影を行う際は、施設の利用者及び個人情報等の書類が映り込まないようにすること。
- (6) 階段部に設置してある照明器具が、一般照明、非常灯もしくは階段通路誘導灯のいずれに該当するか、施設で保管している消防設備点検報告書等から確認をすること。
- (7) 拾い図面については、既にLED化されている照明器具と、LED化されていない照明器具が判別できるように記載すること。なお、本市が提供する竣工図等のPDFファイル等を加工して作成してもかまわない。
- (8) LED化されていない照明器具のうち、「非常灯（単体）」「非常灯（一体型）」「舞台に使用される調光機能を有した特殊な照明器具」「什器等の製品と一体となっている照明器具」については、拾い図面及び「別紙2計算シート」で判別が出来るように記載すること。
- (9) 「別紙2計算シート」の入力にあたっては、Excelファイル内の説明書シートに従って行うこと。点灯日数及び点灯時間については入力不要とする。
- (10) 本業務で知り得た内部情報は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (11) 受託者は、仕様書に表示が明確でないことや予期することのできない特別の状態が生じた場合には、本市にその旨を通知し、確認を求めなければならない。本市は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。
- (12) 受託者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務は自ら取り扱うものとし、第三者に再委託してはならない。再委託に関する市の指示又は承諾がある場合においては、本契約に基づく業務を遂行する能力を有しない者に再委託することがないように、受託者において必要な措置を講ずるものとする。
- (13) 受託者は、履行場所で行う業務等の実施に際しては、業務等関係者だけでなく、施設管理者、施設利用者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、受託者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないよう業務等関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

(14) 委託の実施にあたり、関係法令、条例及びその他諸規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

9 成果品の提出

以下のファイルを格納した電子データ（DVD-R）2枚

- (1) 照明数量等を入力した「別紙2 計算シート」
- (2) 各施設の拾い図面 一式
- (3) 各施設の写真 一式

別紙1 対象施設一覧表

No,	施設名	複合(合築)施設の有無	所在地	延床面積(m ²)	全台数 (参考)
1	神奈川地区センター		神奈川区神奈川本町8-1	1770.89	333
2	白幡地区センター		神奈川区白幡上町44-12	1804.83	342
3	竹之丸地区センター		中区竹之丸133-3	1863.4	282
4	永谷地区センター		港南区芹が谷5-47-5	1762.6	583
5	希望が丘地区センター		旭区中希望が丘145番地4	1731.25	214
6	上中里地区センター		磯子区上中里町397-2	1512.36	339
7	若草台地区センター		青葉区若草台20-5	1736.5	447
8	美しが丘西地区センター		青葉区美しが丘西 3-60-15	1787.8	426
9	中川西地区センター		都筑区中川 2 丁目8-1	1744.75	335
10	仲町台地区センター		都筑区仲町台 2 - 7 - 2	2317.3	295
11	阿久和地区センター	阿久和地域ケアプラザ	瀬谷区阿久和南2-9-2	2774.75	489
12	中屋敷地区センター	中屋敷地域ケアプラザ	瀬谷区中屋敷2-18-6	2815.61	401
13	幸ヶ谷公園コミュニティハウス		神奈川区幸ヶ谷4番幸ヶ谷公園内	552.96	144
14	鶴見公会堂		鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6・7階	2463	372

